NANO MRNA 株式会社

NANO MRNA Co., Ltd.

定　　款

平成　8年 6月　3日　作成
平成　8年 6月　5日　公証人認証
平成　8年 6月 14日　会社設立
平成 11年 9月 22日　変更
平成 11年10月 20日　変更
平成 12年 1月 26日　変更
平成 12年 6月 14日　変更
平成 13年 7月 25日　変更
平成 13年 8月 10日　変更
平成 14年 1月 17日　変更
平成 15年 6月　2日　変更
平成 16年 6月 25日　変更
平成 17年 6月 27日　変更
平成 18年 1月 31日　変更
平成 18年 3月　9日　変更
平成 18年 6月 27日　変更
平成 18年 9月　1日　変更
平成 19年 9月 18日　変更
平成 20年 6月 26日　変更
平成 21年 6月 26日　変更
平成 25年 6月 25日　変更
平成 26年 4月　1日　変更
平成 27年 6月 24日　変更
令和　3年 6月 24日　変更
令和　4年 6月 27日　変更
令和　5年 6月 29日　変更

定　　款

第１章　　総　　則

第１条　【商号】
当会社は、NANO MRNA 株式会社と称し、英文では、NANO MRNA Co., Ltd. と表示する。

第２条　【目的】
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１　医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託
２　医薬品、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務
３　医薬品、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売
４　医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造
５　上記に関連する一切の業務

第３条　【本店の所在地】
当会社は、本店を　東京都港区　に置く。

第４条　【機関】
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１　取締役会
２　監査役
３　監査役会
４　会計監査人

第５条　【公告の方法】
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

第６条　【発行可能株式総数】
当会社の発行可能株式総数は、130,122,800 株とする。

第７条　【単元株式数】
当会社の単元株式数は、100 株とする。

第８条　【自己の株式の取得】
当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第９条　【株主名簿管理人】
当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第１０条　【株式取扱規程】
当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　　株 主 総 会

第１１条　【株主総会の招集】
当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第１２条　【定時株主総会の基準日】
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

第１３条　【招集権者及び議長】
株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１４条　【決議の方法】
株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１５条　【議決権の代理行使】
株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第１６条　【議事録】
株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第１７条　【電子提供措置等】
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章　　取締役及び取締役会

第１８条　【員数】

当会社の取締役は８名以内とする。

第１９条　【選任方法】

取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第２０条　【解任方法】

取締役は、株主総会において解任する。

２．取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第２１条　【任期】

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第２２条　【代表取締役及び役付取締役】

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２.取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第２３条　【取締役会の招集権者及び議長】

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に欠員又は事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２４条　【取締役会の招集通知】

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２５条　【取締役会の決議方法】

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第２６条　【取締役会の議事録】

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第２７条　【取締役会規程】

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第２８条　【報酬等】

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第２９条　【取締役の責任免除】

当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

第３０条　【員数】

当会社の監査役は４名以内とする。

第３１条　【選任方法】

監査役は、株主総会において選任する。

２.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第３２条　【任期】

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第３３条　【常勤の監査役】

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第３４条　【監査役会の招集通知】

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第３５条　【監査役会の決議方法】
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第３６条　【監査役会の議事録】
監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第３７条　【監査役会規程】
監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第３８条　【報酬等】
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第３９条　【監査役の責任免除】
当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章　　会計監査人

第４０条　【選任方法】
会計監査人は、株主総会において選任する。

第４１条　【任期】
会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第４２条　【会計監査人の責任免除】
当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第7章　　計　　算

第４３条　【事業年度】
当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

第４４条　【剰余金の配当の基準日】
当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

第４５条　【中間配当】
当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

第４６条　【配当金の除斥期間】
配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

【本店の所在地に関する経過措置】
第３条【本店の所在地】の変更は、2023 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

※参考：改訂前の第３条の内容は以下の通り。
第３条　【本店の所在地】
当会社は、本店を　東京都中央区　に置く。

以　上